

平成28年加美町議会第1回定例会会議録第4号

平成28年3月14日（月曜日）

出席議員（19名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	高橋源吉君	14番	工藤清悦君
15番	伊藤淳君	16番	伊藤信行君
18番	米木正二君	19番	佐藤善一君
20番	下山孝雄君		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

17番

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	下山茂君
会計管理者兼会計課長	田中正志君
危機管理室長	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	鎌田良一君
町民課長	小川哲夫君
税務課長	今野伸悦君

特別徴収対策室長	伊藤順子君
農林課長	早坂雄幸君
農業振興対策室長	今野仁一君
森林整備対策室長	内海悟君
商工観光課長	遠藤肇君
ひと・しごと支援室長	三浦守男君
建設課長	田中壽巳君
保健福祉課長	佐藤敬君
子育て支援室長	武田守義君
地域包括支援センター所長	猪股和代君
上下水道課長	長沼哲君
小野田支所長	早坂安美君
宮崎支所長	佐藤鉄郎君
総務課長補佐	川熊裕二君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	猪股清信君
生涯学習課長	和田幸蔵君
農業委員会事務局長	工藤義則君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	二瓶栄悦君
次長	内海茂君
主幹	今野典子君
議事調査係長	後藤崇史君

議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第 1号 専決処分した事件の報告について（広原地区定住促進住宅造成

工事請負変更契約の締結について)

- 第 3 議発第 1 号 加美町議会基本条例の制定について
- 第 4 議発第 2 号 加美町議会議員定数条例の制定について
- 第 5 議発第 3 号 加美町議会委員会条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 加美町まちづくり基本条例の制定について
- 第 7 議案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理について
- 第 8 議案第 5 号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6 号 加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 7 号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 8 号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 9 号 加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 10 号 加美町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 14 議案第 11 号 加美町税条例の一部改正について
- 第 15 議案第 12 号 加美町介護保険条例の一部を再生する条例の一部改正について
- 第 16 議案第 13 号 加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 17 議案第 14 号 加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 18 議案第 15 号 加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の住所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部改正について
- 第 19 議案第 16 号 加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

- 第20 議案第17号 加美町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第21 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）
- 第22 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）
- 第23 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）
- 第24 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）
- 第25 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）
- 第26 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館）
- 第27 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）
- 第28 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町山村活性化支援センター）
- 第29 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）
- 第30 議案第27号 町道路線の認定について
- 第31 議案第28号 字の区域を新たに画することについて
- 第32 議案第29号 平成27年度加美町一般会計補正予算（第11号）
- 第33 議案第30号 平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第34 議案第31号 平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第35 議案第32号 平成27年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第36 議案第33号 平成27年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

- 第37 議案第34号 平成27年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第3号）
- 第38 議案第35号 平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第39 議案第36号 平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）
- 第40 議案第37号 平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第41 議案第38号 平成28年度加美町一般会計予算
- 第42 議案第39号 平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第43 議案第40号 平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第44 議案第41号 平成28年度加美町介護保険特別会計予算
- 第45 議案第42号 平成28年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第46 議案第43号 平成28年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第47 議案第44号 平成28年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第48 議案第45号 平成28年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第49 議案第46号 平成28年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第50 議案第47号 平成28年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第51 議案第48号 平成28年度加美町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第51まで

午前10時00分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番早坂忠幸君、5番三浦進君を指名いたします。

日程第2 報告第1号 専決処分した事件の報告について（広原地区定住促進住宅造成工事負変更契約の締結について）

○議長（下山孝雄君） 日程第2、報告第1号専決処分した事件の報告について（広原地区定住促進住宅造成工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

報告第1号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年加美町議会第4回臨時会及び平成27年加美町議会第4回定例会において、工事請負契約並びに工事請負変更契約のご承認をいただいて、工事を実施しております広原地区定住促進住宅造成工事について、地方自治法第180条第1項に規定により、議会の議決を経た工事請負契約で、契約金額の10%以内、ただしその金額が1,000万円以下の増減による変更金額については町長の専決事項であることから、平成28年2月19日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、同条第2項の規定により報告するものであります。

その内容は、1つ目に、北側及び西側の造成地外周部分の雨水排水のための側溝整備の追加。2つ目として、南側の町道の下水道及び水道接続箇所の舗装復旧面積の変更。3つ目として、造成地中央部の歩行者専用通路部分の取り扱いについて、警察署との協議の結果、車どめ等の安全施設の設置の追加などの工事の変更を行うものであります。

これらの変更により、変更前契約額6,564万2,400円に142万5,600円を追加し、6,706万8,000円に変更したものであります。

以上、ご報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第1号専決処分した事件の報告について（広原地区定住促進宅地造成工事請負
変更契約の締結について）を終了いたします。

日程第3 議発第1号 加美町議会基本条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第3、議発第1号加美町議会基本条例の制定についてを議題としま
す。

本件について趣旨説明を求めます。一條 寛君ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君 登壇〕

○12番（一條 寛君） おはようございます。

加美町議会基本条例の制定について趣旨説明を申し上げます。

2000年4月、地方分権一括法の施行により機関委任事務制度が廃止され、自治体に対する関
与の縮減や権限委譲が行われたことにより、自治体の自己責任と自己決定権が大幅に拡大し、
議会に求められる役割及び責務はさらに増大することとなりました。

本件は、二元代表制の趣旨を踏まえ、自治体の自立に対応できる議会として、住民の多様な
意見を代表できる合議機関としての特性を発揮するとともに、地域の課題に真摯に向き合い、
議会の機能である町政の監視、評価及び政策提言・提案に努め、協働のまちづくりを推進する
ため、本議会の最も根幹となる議会基本条例を制定するものであります。

以上、条例の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し
上げます。以上であります。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号加美町議会基本条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議発第1号加美町議会基本条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議発第2号 加美町議会議員定数条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第4、議発第2号加美町議会議員定数条例の制定についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。一條 寛君ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君 登壇〕

○12番（一條 寛君） 加美町議会議員定数条例の制定について趣旨説明を申し上げます。

地方公共団体の議会の議員定数については、これまで地方自治法で人口に応じた上限が規定され、その上限の範囲内で条例により定めることとされてきました。しかし、平成23年の地方自治法の一部改正により、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として、議員定数の法定上限が撤廃され、議員定数の決定は各地方自治体自主的な判断にゆだねられることになりました。

このような状況を踏まえ、議会改革特別委員会では議員定数検討分科会を設置し、住民の代表機関としての議会のあり方及び会議体としての適正規模のあり方の両面から議員定数をいかに考えるべきかを議論してまいりました。

本件はこの議会改革特別委員会の報告に基づき、議員定数は次期議会議員一般選挙から18人とする議員定数条例を制定するものであります。

以上、条例の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号加美町議会議員定数条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議発第2号加美町議会議員定数条例の

制定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議発第3号 加美町議会委員会条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第5、議発第3号加美町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。工藤清悦君ご登壇願います。

〔14番 工藤清悦君 登壇〕

○14番（工藤清悦君） 加美町議会委員会条例の一部改正について趣旨説明を申し上げます。

本件は、議会及び議員の活動原則、その他議会に関する基本事項を定めた加美町議会基本条例の制定に伴い、開かれた議会を目指し、町民参加及び町民との連携を図るため、議会の会議を原則公開としたことに関し、加美町議会委員会条例における議会の傍聴の取り扱いを改正するものであります。

以上、改正の趣旨をご理解いただき、議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号加美町議会委員会条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議発第3号加美町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 加美町まちづくり基本条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第3号加美町まちづくり基本条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第3号加美町まちづくり基本条例の制定についてご説明申し上げます。

す。

まちづくり基本条例につきましては、26年7月から策定に着手し、昨年10月16日開催の第6回加美町まちづくり基本条例策定委員会で原案が決定されました。その後、12月15日から本年1月15日まで、町民皆様からご意見をいただくパブリックコメントを実施し、パブリックコメントの意見を踏まえた最終案の答申が1月29日にまちづくり基本条例策定委員会からありました。

この条例は、本町のまちづくりに関する基本的な事項を定め、町民の権利と責務、議会と町の責務を明らかにし、参画と協働のまちづくりを推進することにより、安心して暮らせる持続可能な町をつくることを目的として制定するものです。

この条例では、まちづくりの理念として、町民が主体のまちづくり、町民が加美町に関心を持つまちづくり、人と人のつながりを大切にし、支え合うまちづくりの3点を掲げ、情報共有、参画、協働を基本原則としております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今回のパブリックコメントで、大体どれくらいのコメント応募があったのか。また、どのような意見があったのか、一部紹介していただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（鎌田良一君） 協働のまちづくり推進課長、お答えいたします。

パブリックコメントとしましては、5名の方から15件について意見がございました。主な内容としましては、外国人にも参政権を許すのではないかとといったものとか、それから、それに、二元代表制で町長と議会があって、そこで意見があるので、そこで行政が機能しているのではないのではないかとといったような意見もございました。それから、一部、前文のところでの修正をお願いしたいというようなこととか、職員の関係について若干ご意見がございました。詳しいことにつきましては加美町のホームページで掲載しておりますので、そちらをごらんになっていただければと思います。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 関連なんですけど町のホームページのパブリックコメント、さっと読ませていただきました。かなり町民の考え方だとか云々だとか、今課長のほうから説明があったことも書いてありました。その中で、一部修正、ご意見のとおり修正しますというのが、その職

員の扱いだと思うんですけども、こういったものが出た後に、委員会のほうに説明をして、それで修正をかけているということなのか、その辺お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（鎌田良一君） 協働のまちづくり推進課長、お答えいたします。

ご指摘のことにつきましては、29日の最終の委員会のときに、こういった意見がありましたということと、回答についてもその内容を踏まえまして、最終原案を決定させていただきました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） もう1点だけ、済みません伺います。

全般にわたってということで、この条例はなぜ必要なのか、この条例がないと行政上何か問題が起きるのかという質問に対して回答があるわけですけども、基本的に検討委員会のほうではどのようにこの質問に回答といたしますか、協議されたのかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（鎌田良一君） 協働のまちづくり推進課長です。

このことにつきましては、委員会が発足して、会議の中で以前に、中にはいらないのではないかというような意見の方もいらっしゃいました。そうした中で、いろいろ話をしていきまして、最終的にはこの条例の趣旨のとおり、町民と議会と町が一緒になってまちづくりを進めていくためには必要な条例であるというようなことで意見がまとまっておりましたので、ここににつきましては町の考えということでお知らせしたとおりでございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 済みません、最後にもう1点だけ。

5名の方ということなんですが、ほとんど町内の方と思ってよろしいのでしょうか。町外もいらっしゃいますのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（鎌田良一君） 協働のまちづくり推進課長、お答えいたします。

町内の方は、正式には2名でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号加美町まちづくり基本条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号加美町まちづくり基本条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理について

- 議長（下山孝雄君） 日程第7、議案第4号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第4号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理についてご説明申し上げます。

本案件は、行政不服審査法が全面改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例について必要な改正をするものであります。

主な改正の内容は、情報公開及び個人情報保護に関する不服に関しては、改正行政不服審査法第9条第1項の規定に基づき、審理委員制度の適用を除外し、今までどおり情報公開審査会または個人情報保護審査会で審査するための所要の改正を行うもの、固定資産評価審査委員会における審査の手続きに係る規定を整備するもの、審査請求人等による審理委員に対する提出書類等の写しの交付にかかる手数料を規定するもののほか、用語の整理を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第8、議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、学校教育法等の一部を改正する法律により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定され、平成28年4月1日から施行されることから、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、早出・遅出勤務の対象となる育児または介護を行う職員を小学校と義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部に就学している子のある職員とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今までそうであったかと思いますが、今後ますます両立支援のための環境整備ということで、これは非常に大事な改定になるかと思うんですが、今まで介護とか子供のための用事の際に職員が休暇をとれるような環境に今あるのかどうかということと、きちんとそれが保証されていくような代替というか、環境整備が実際行われているのかどうか、現状と今後の、今あるとすれば、課題があるとすれば、そのことについてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

職員の中で、例えば育児休暇、それから子供が例えば病気とかで休まなければならないというようなときには、看護休暇というようなことで、それは職員のほうの申請に基づいて許可しているという状況でございますので、特に加美町においては不利益になるような状況ではないのかなと思っております。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 実際、今とっている方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 現在、介護休暇の取得をしている職員はございません。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第9、議案第6号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第6号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員災害補償法施行令の一部改正等により加美町議会の職員、議員その他の非常勤の職員に対する公務災害に係る年金たる補償及び休業補償について、他の法令による給付との需給調整の改正を行うとともに、労働者災害補償年金法による労災年金と同一の事由により厚生年金保険法による需給が支給される場合の労災年金に乗ずる調整率が変更になったことにより、地方公務員災害補償法施行令の一部改正が行われたことに伴い、町の条例についても同様の調整率の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第10、議案第7号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第7号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、監査委員の報酬額を県内類似団体の平均額まで引き上げるもので、識見監査委員は16万3,000円引き上げ年額61万9,000円に、議員選出監査委員は4万円引き上げ年額46万5,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号加美町特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり決定されました。

日程第11 議案第8号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第11、議案第8号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第8号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、人事院勧告に伴い改正するものであります。平成27年8月6日に人事院により公務員給与の改定の勧告が出されております。政府はこの勧告を受け、12月4日に閣議決定を行い、国家公務員の給与法の改正法案等を通常国会に提出し、1月20日に参議院で可決し、成立しております。議会議員につきましては、国家公務員の指定職に準じて、平成27年12月に支給する期末手当の支給割合について0.05月分を引き上げ、平成28年度で支給する期末手当は6月及び12月の支給月数を合わせて0.05月分引き上げる改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件

に関する条例を廃止する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第12、議案第9号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第9号加美町特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、議案第8号と同様に、人事院勧告に伴い改正するもので、町長、副町長及び教育長につきましても、国家公務員の指定職に準じて平成27年12月に支給する期末手当の支給割合について0.05月分を引き上げ、平成28年度で支給する期末手当は6月及び12月の支給月数を合わせて0.05月分引き上げる改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 加美町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第13、議案第10号加美町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第10号加美町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましても、人事院勧告に伴い改正するものであります。

その人事院勧告の概要を最初にご説明申し上げます。

平成27年の勧告は民間企業の賃上げの動きを反映して、月例給、特別給ともに引き上げるものとなっております。月例給につきましては、民間との格差解消のため、若年層に重点を置きながら昨年4月にさかのぼり平均0.36%の引き上げ改定を行うものであります。特別給、いわゆるボーナスにつきましては、民間の支給月数が上回っていたことから、年間で0.1月分を勤勉手当で引き上げるものであります。地方公務員の給与改定につきましては、民間準拠の人事院勧告制度に基づく国家公務員の取り扱いを基本として決定すべきものとされており、国家公務員の取り扱いを基本に給与条例の改正を行うもので、月例給、ボーナスについて勧告どおり実施するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号加美町職員の給与に関する条例等の一部改正についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 加美町税条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第11号加美町税条例の一部改正についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第11号加美町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の

履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受け、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に交付され、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われました。

今回の改正は、地方税法が改正されたことに伴うもので、主なものは、

1 点目として、徴収猶予と徴収猶予の分割納付または分割納入について。

2 点目として、徴収猶予の申請手続きについて。

3 点目として、職権による換価の猶予の手続きについて。

4 点目として、申請による換価の猶予の申請手続きについて。

5 点目として、担保の徴収規準についてなど、猶予制度に係る規定を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 今、町長から説明いただいたんですけれども、課長、具体的に言うと、今までの制度とこういうことが変わってきますよという具体例を挙げていただくとより理解しやすいんですけれども。

○議長（下山孝雄君） 徴収対策室長。

○特別徴収対策室長（伊藤順子君） 特別徴収対策室長でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの件についてでございますが、今までも分割納付を認めておりましたが、今までとどういう違いがあるかということでご説明させていただきます。今までも、地方税法第15条第1項徴収の猶予で、1年以内に限り徴収を猶予することが可能でございました。しかし、その場合、猶予した金額を適宜分割して納付し、または、納入すべき期限を定めることを妨げないとされており、猶予期間中は今までも分割納付の指導を行ってまいりましたが、どちらかという自主納付的な意味合いが強いものでございました。

今回の改正により、合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納付させることができるとされ、徴収猶予や換価の猶予期間に分割して納付させることが可能となったものでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。ほかにごございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号加美町税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号加美町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 加美町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第15、議案第12号加美町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第12号加美町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年第1回定例会において可決いただきました加美町介護保険条例の一部を改正する条例について、附則に規定しました経過措置の機関を改正するものであります。

在宅医療・介護連携推進事業について、本町においては円滑な事業実施を図るため、準備期間を設け、平成30年4月1日より行うこととしておりましたが、郡医師会や関係機関等と協議を重ね、早期に取り組む必要があると判断し、また事業を実施する準備態勢が整いましたことから、平成28年度より行うこととするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号加美町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号加美町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第16、議案第13号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第13号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、平成28年4月1日から地域密着型通所介護が創設されることとなり、これに伴い指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が本年2月に改正されたことから、条例を改正するものであります。

改正の主な内容は、町が指定等を行う指定地域密着型サービス事業に新たに地域密着型通所介護を加え、国の基準に基づき人員、設備、運営等に関する基準を定めるものであります。

これまで都道府県等が指定及び監督を行う居宅サービスに位置づけられておりました利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所について、地域との連携や運営の透明性の確保、また市町村が地域包括ケアシステムの構築に係る観点に立ち、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、地域密着型サービスに移行されるものであります。

また、平成25年4月に施行された加美町暴力団排除条例に基づき、町が指定及び監督を行う地域密着型介護サービス事業所の経営及び事業運営に対し、暴力団等がかかわり、あるいは支配的な影響力を及ぼすことのないよう、独自の基準として暴力団排除のための規定を定めるものであります。

お手元に議案資料として改正の概要及び新旧対照表を記載した資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第17、議案第14号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第14号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に係る法律による介護保険法の一部改正により、平成28年4月1日から地域密着型通所介護が創設されることとなり、これに伴い指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が本年2月に改正されたことから、条例を改正するものであります。

改正の主な内容は、介護予防認知症対応型通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、利用者、家族、地域住民の代表者等によって構成される運営推進会議の開催

など、地域との連携に関し必要な義務規定等を新たに定めるものであります。

また、平成25年4月に施行された加美町暴力団排除条例に基づき、町が指定及び監督を行う地域密着型介護サービス事業所の経営及び事業運営に対し、暴力団等がかかわり、あるいは支配的な影響力を及ぼすことのないよう、独自の基準として暴力団排除のための規定を定めるものであります。

お手元に議案資料として改正の概要及び新旧対照表を記載した資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。16番伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） 16番。

62条のこの削除とありますけれども、この削除された内容と、あとこの削除されたことによってどのようなあれが、不利益ということではないんでしょうけれどもね、ところがあるか何か、その辺ちょっと。簡単でよろしいですからお願いします。67ページです。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。済みません、お待たせしました。

この条例の中で62条の削除についてということでしたが、この62条でも地域との連携というようなことでこれまでもうたっておりました。ただ、地域密着型という形で新たに運営会議を設けるということで、運営会議については別の条文で新たに設けておりますけれども、利用者あるいは利用者の家族、地域住民の代表あるいは町の職員等というような形で運営会議を構成するというようなことで今回の条例で制定されましたので、この部分については削除するというようなことでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。伊藤信行君。

○16番（伊藤信行君） これ、削除することによって何も不都合とかそういうものはないんですね。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

地域の連携については新たに運営会議というものを設けて地域との連携をいたしますので、特に支障はないというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。9番木村哲夫君。

○9番(木村哲夫君) 66ページの39条になるんでしょうかね、37条の2の関係ですかね、運営推進会議ということで、地域包括センターの職員並びに知見を有する人によって構成されるとあるんですけれども、具体的にどのようなメンバーで、どんな内容でやられるのか、もし決まっていればお願いします。

○議長(下山孝雄君) 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長(猪股和代君) 地域包括支援センター所長です。

運営会議につきましては、こちらに記載のとおり地域包括支援センターから職員、それから地域の区長さんとか民生委員さんとか、それから利用されているご本人が出られればご本人とか、それからご家族、それからそういうこの事業に関心が強いというか、いろいろ識見をお持ちの方などが参加されます。内容につきましては、事業の実施状況でありますとか、地域密着なので地域との連携をどのように図っているかとか、今後どのようなことを図っていききたいと思っ、それにどのように皆さんにかかわっていただきたいとか、そういうあたりについての討論を行う会議になっております。以上でございます。

○議長(下山孝雄君) 木村哲夫君。

○9番(木村哲夫君) 何か指導とか云々という、そういうものもあるんですか。

○議長(下山孝雄君) 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長(猪股和代君) 地域包括支援センター所長です。

指導云々につきましては、実地指導というのがまた別にございますので、その場面で指導を行うようにしております。以上です。

○議長(下山孝雄君) ほかにございせんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下山孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。11時15分まで。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ会議を開きます。

日程第18 議案第15号 加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第18、議案第15号加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第15号加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、平成25年4月に施行された加美町暴力団排除条例に基づき、指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格について、暴力団排除のための規定を設けるため条例を改正するものであります。

改正の主な内容は、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービスの申請者の資格について、法人であることのみを要件としていたものを、法人であることに加え、当該法人が暴力団であってはならないこと、またその役員等が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するものであってはならないこととするものであります。

お手元に議案資料として改正の概要及び新旧対照表を記載した資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番三浦 進君。

○5番(三浦 進君) 加美町には暴力団員が何人ぐらいおるか掌握されていますでしょうか。

○議長(下山孝雄君) 危機管理室長。

○危機管理室長(熊谷和寿君) 危機管理室長、お答えいたします。

町としては、その人数等は把握してございませんが、必要であれば警察にちょっと伺って、後日ちょっと回答させていただきたいと思います。よろしくおねがいたします。

○議長(下山孝雄君) 三浦 進君。

○5番(三浦 進君) 私の所属する協会の会議では、加美町に1名と、去年の段階ですね。そういうこと、何ていうんでしょう、その筋の警察のほうに問い合わせをするとよくわかると思いますので、助言をしておきたいというふうに思います。

○議長(下山孝雄君) ほかにございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下山孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○議長(下山孝雄君) 日程第19、議案第16号加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第16号加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、平成25年4月に施行された加美町暴力団排除条例に基づき、指定介護予防支援事業所等の管理者等について、暴力団排除のための規定を設けるため条例を改正するものであります。

改正の主な内容は、指定介護予防支援事業所の管理者等が暴力団員であってはならないこと、また、暴力団員がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならないこととするものであります。

お手元に議案資料として改正の概要及び新旧対照表を記載した資料を配付しておりますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 加美町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（下山孝雄君） 日程第20、議案第17号加美町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第17号加美町過疎地域自立促進計画の策定についてご説明申し上げます。

本案件は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことにより、過疎地域特別措置法の執行期限が平成33年3月31日まで5年間延長されたことから、今年度で計画期間が終了することとなります加美町過疎地域自立促進計画を新たに策定するものです。これまでの計画では、平成22年度から平成27年度までの6年間で過疎対策事業債等を活用しながら住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格のある国土の形成を目的とし、産業の振興、道路整備、生活環境の整備、医療の確保など、総合的な過疎対策事業を実施してまいりました。新たな計画は計画期間を平成28年度から平成32年度までの5年間とし、引き続き法に基づく財政上の特別措置及びその他の特例措置を活用しながら、過疎地域の自立促進を図るため、総合的かつ計画的な施策を推進するための計画としております。

計画策定の手続きにつきまして、過疎地域自立促進特別法第6条第4項の規定に基づき、宮城県と協議をし、本町議会の議決を得る必要があることから本議会に提案するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 参考資料の1ページなんですけれども、商業のところの花楽小路改修工事459メートルというふうになっております。この区間と内容についてお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳） 建設課長、お答えいたします。

ご質問の花楽小路でございますけれども、今現在、中新田地区の花楽小路ありますけれども、その歩道部分は今までの石の畳というかそういう舗装でやっていますけれども、歩道部分はインターロッキングで改修しておりますけれども、車道部分の舗装に関しては地震以来ちょっと路面の状態が悪くなっておりますので、一概にはできないと思っておりますけれども、計画的に補修を行いたいと思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 車道部分ということですが、459メートルというのは今の石畳の区間を全部いうわけですか。それを少しずつ変えていくという内容で理解してよろしいのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳） 建設課長です。

ご質問のとおりでございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） これまでの過疎地域という捉え方と、今後新しい計画を立てるに当たって過疎ということをどんなふうに捉え直して計画を立てられているのか、その大前提と申しますか、それについて町長からお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

過疎の考え方については、これまでと変わりはありません。合併のときにそれまで過疎指定を受けられなかった中新田地区も含めて、加美町全体が過疎のみなしという形の指定を受けておりますので、その範囲でできる適債事業についてこの事業で行っていくということに変わりはございません。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 全協でいただいた資料とか少し読んでみましたが、なかなか私には難解なところがありました。それで、過疎というとすごいマイナスのイメージがずっとあったんですが、今や四国等々の小さな自治体では過疎を逆転の発想で生かしていく、それを価値として大いにアピールしながら事業を展開していくというふうな発想に変わってきているかなというふうに思われる場面に出会うことがありましたが、そういった、加美町としては過疎化が停滞しているのか、あるいは進行しているのかという状況も踏まえて、そういった逆転の発想というのはないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 過疎化が進んでいるかどうかということにつきましては、先週の答弁で申し上げたように、人口の減少、特に小野田地区、そして宮崎地区については著しいというふうな結果が出ておりますので、そういった側面からすれば加速が進んでいるということが言えるだろうと思っています。

ただ、この過疎については、今よく言われていますが、今まで過疎だと言われていたところが一周おくれのフロントランナーというふうな捉え方もされておりまして、日本社会が失った大切なものが過疎地域に残されているということが言えると思っております。

また、加美町が進めております里山経済の確立というのは、まさにそういう発想の転換といえますか、逆転といえますか、そういったことに基づく取り組みでありますので、そのよう

に、既にこれから転換するというよりは、既にそういった発想を転換して取り組んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 私が一番関心を持ったのは、産業の振興というところで、現状と問題点は分析されているんですが、農業と林業、この辺に重点を以前の計画よりはこの辺が変化が大きいかなというふうに思っただけなんです、林業についてはもちろんずっと里山経済のことについて述べていられますので、農業についてこの28年度からの計画でちょっとわかりやすく具体的に、こういったことに力を入れてやっていきたいというふうな説明をいただければと思います。もちろん、自立促進計画案の45ページには町がやる事業として農業の項目は農業基盤整備促進とか、町自身が事業主体となってやるところは幾つかあるわけなんです、農業のこの面についてはぜひ28年度から力を入れていきたいんだというふうなお話をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えいたします。

28年度事業につきましては、新年度予算に計上しておりますが、昨年より事業を開始しております里山経済の確立の中の農家所得の向上ということもございまして、薬用植物栽培事業を昨年に引き続き進めてまいりたいなというふうに思っております。

それから、従来より進めておりました補助事業等も継続して進めてまいりますが、新たに国の補助事業等も28年度、TPP関連のこともございまして出てきているようでございますので、それらもその補助採択の要件等を加味しながら、今後進めてまいりたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 4番です。

5年間で138億4,000万円ほどになりますけれども、加美町は過疎地域ですから、こういう計画があって有利な起債をいただけるということで、すばらしい計画だと思います。それで、これと補助事業をかみ合わせてやれば、ますます財源的にも助かるのかなと思います。

それで、質問なんですけれども、加美町にはこの過疎計画以外に辺地計画ありますよね。辺地計画と、この中は辺地の地区の事業も随分入っています。辺地計画とのすみ分け、どのようになっているか。それ1点と、あと、参考なんですけれども、28年度で31億円ほどこの計画ありますよね。この中あるんです。今回、新年度の予算出ているんですけれども、その中に全部は

反映できないでしょうけれども、何割ぐらい反映されているか。その2点お願いします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

ご質問の辺地計画と過疎計画のすみ分けというご質問であります。辺地計画につきましては、6つの地区が指定されておりますので、まずもって辺地計画を優先して、その地区にかかわる事業については辺地計画でやると。辺地計画に載っていない地区については過疎という。ですから、優先順位としては辺地を優先的に充てます。これは交付税措置8割ということで、一番有利な起債でもありますので、まずもって辺地計画を優先的に事業の張りつけをして、それ以外の地区については過疎債という、すみ分けとしてはそういった形でやっております。

それから、この過疎計画の事業費につきましては、当初予算を計上する前の、昨年12月以前の段階での予算というか事業費でありますので、当然当初予算の金額とは異なっているという部分があります。何割程度かというをちょっと計算しておりませんので、後ほど確認をして報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 報告はいいですから。

それで、先ほど財政課長は辺地と別々という話なんですけれども、ここの中にある分、辺地計画と私はダブってもいいと思うんです。多分ダブらせている部分も随分あるでしょうから、そのように今後もやっていって、どっちでもやれるような体制で行ってもらえればと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

ご指摘のとおり、辺地計画にも載っている事業について過疎計画にも両方に上げております。基本、総合計画がベースになっておりますので、全ての事業に重複して載せていると。その中で先ほど言ったような地域的なことも踏まえてすみ分けをしているということでございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 今、地方創生と言われておりますけれども、今度は都市部においても超高齢化社会ということで、都市再生と言われるようになるということでもあります。

そこで、この、今回、昭和45年から過疎法が制定されて、ずっと、延々と延長、延長と来たわけですが、今回の33年の3月で恐らくこの過疎の財政措置的なものはなくなるだろうと言われております。そこで、これまでハード面でいろいろ整備されてきたわけですが、これらをど

う生かしてこのソフト事業という政策を立てていくかというようなことが大変重要になってくると思います。特に、若者が地域に根差すような、そういった担い手づくりに、この70ページからありますけれども、どの点にこの辺が含まれているかお尋ねをいたします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 申しわけございません、質問もう一度確認したいんですけど、70ページというのはこの計画の70ページということでしょうか。これですか。ソフト事業ですね。済みません、ちょっと確認をさせていただきます。済みません。

○議長（下山孝雄君） 少し待てばいいんですか。ほかに、まずほかの質問ありましたら。ほかに質疑ありましたら、今準備しております。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 申しわけございませんでした。

担い手づくりというところに入るかどうかですけれども、例えば、今回の国立音楽院の誘致についても、移住定住という観点からして担い手にもつながるんだろうと思いますし、そういったものも盛り込んでおります。

それから、ひと・しごと支援室での企業に対する補助といったものについても、この計画に含めておりますので、そういったものが担い手づくりの主な事業ということになります。

○議長（下山孝雄君） ここで、私、過疎法の全国の理事に入っているわけなんですけれども、時限立法でやってきたんですけれども、必ずしも33年からなくなるというような方向ではないと思います。むしろこういった時代ですので、過疎地ではふえておりますし、総予算もふえておりますので、これは期限はある時限立法ですけれども、必ずしも後からなくなるというようなことではないと思いますけれども。先ほどなくなる方向でというようなことちょっとありましたので。

そのほかに何か質疑ございませんか。ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（三浦守男君） ちょっと今の関連なんですけど、参考資料の10ページになっておりますが、ソフト事業という形になると思いますけど、過疎自立特別事業の中で、地域おこし協力隊事業と、もう1点が移住定住に向けた推進事業という形で、担い手という形でこの事業を盛り込んでさせていただきます。地域おこし協力隊事業は平成22年から継続しております、現在まで11名の方が地域おこし協力隊ということでこちらに来ていただいて農業とか林業、商工観光のほうに勤めさせていただいております。昨年まで4名の方が卒業された中で、2名、2世帯の方が定住されているということで、今後もこの事業に取り組むことによって定住の方がふえるのかと思っております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 佐藤議員とダブるかもしれませんが、今回のその予算の中で、強弱も予算配分上あると思うんですけれども、どの辺にポイントを置いたといたしますか、その辺あればお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

今のご質問は新年度の予算という意味でしょうか。この過疎計画に含まれている事業ということでしょうか。

今回のこの過疎計画のベースとなっているのが第2次加美町の総合計画でありますので、そこに掲げてある重点施策については、特にこの計画には盛り込んだということでありまして。個別にどこにということ、先ほど申し上げた国立音楽院関係の事業等を新たにつけ加えておりますし、道路の整備についてもこれまで同様の、当然インフラの整備についても事業費的には入れております。前回の計画、6年間で97億円ほどの事業費の計画でしたが、今回はこの前の全協でもお話したとおり、138億円ほどの事業を盛り込んでおりますので、まんべんなくいろんな分野に事業を張りつけたということでございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号加美町過疎地域自立促進計画の策定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号加美町過疎地域自立促進計画の策定については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区
公民館）

日程第22 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区
公民館）

日程第23 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公

民館)

日程第24 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について(加美町賀美石地区公民館)

日程第25 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について(加美町西小野田地区公民館)

日程第26 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について(加美町鹿原地区公民館他)

○議長(下山孝雄君) 日程第21、議案第18号公の施設の指定管理者の指定について(加美町広原地区公民館)、日程第22、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について(加美町鳴瀬地区公民館)、日程第23、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について(加美町旭地区公民館)、日程第24、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について(加美町賀美石地区公民館)、日程第25、議案第22号公の施設の指定管理者の指定について(加美町西小野田地区公民館)、日程第26、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について(加美町鹿原地区公民館他)以上6件はいずれも地区公民館施設の指定管理でありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第18号公の施設の指定管理者の指定について(加美町広原地区公民館)、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について(加美町鳴瀬地区公民館)、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について(加美町旭地区公民館)、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について(加美町賀美石地区公民館)、議案第22号公の施設の指定管理者の指定について(加美町西小野田地区公民館)、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について(加美町鹿原地区公民館他)につきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本議案は、加美町広原地区公民館の指定管理者として広原地区コミュニティ推進協議会を、加美町鳴瀬地区公民館の指定管理者として鳴瀬地区コミュニティ推進協議会を、加美町旭地区公民館の指定管理者として宮崎西部地区コミュニティ推進協議会を、加美町賀美石地区公民館の指定管理者として賀美石地区コミュニティ推進協議会を、加美町西小野田地区公民館の指定管理者として加美町西部地区コミュニティ推進協議会を、加美町鹿原地区公民館及び加美町防雪センターの指定管理者として鹿原地区コミュニティ推進協議会を、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで3年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によ

り議会の議決を求めるものであります。

当該6地区公民館につきましては、地域住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことで、ひとづくり、まちづくりを総合的に推進し、地域活動の拠点となる施設として中新田宮崎地区は平成22年4月から、小野田地区は平成23年4月から指定管理制度を導入し、各地区のコミュニティ推進協議会が指定管理者となり、地域活動の拠点としてその役割を担っていただいているところでございます。

平成28年度からの指定管理者の指定に当たりましては、これまで以上に地区の活動拠点となる地区公民館を地域との協働による管理運営で地域の特色を生かした事業展開や利用者の利便性の向上を図ることができ、地域に密着した運営を行える団体として適当であると指定管理者選定委員会から報告がありましたので、本議会にご提案をさせていただくものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 質問をさせていただきます。

町長が今提案の中に、地域の特色を生かした各事業ということのお話をいただきました。それで、この議案に関する資料を見ますと、それぞれ収支計画が違っております。これは、受ける側の推進協議会が積算したものかどうか。といたしますのは、くどいようですが、先ほどその地域の特徴を生かす事業という、関連するんですが、事業費を計上している公民館もあるし、していない公民館もあるわけです。その違いは何なのか。

あとは、人件費、前にも質問させてもらいましたが、人件費については職員の給料条例等、我々の報酬関係も含めてなんです、それぞれ改正される見込みということとされておりますが、その辺についての人件費に対する考えについてもお聞きをします。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。

ただいまの3つの質問にお答えさせていただきます。

1点目のこの収支計画につきましては、本年度まで指定管理を受けております各コミュニティ推進協議会より作成されたものでございます。

2目につきましては、公民館という事業費というようなところがあるところとないところというふうなお示しでしたが、報償費というふうに計上されているものにつきましては、それは公民館事業費というふう読みかえていただきたいというふうに考えます。

人件費につきましてですが、こちらのほうにつきましては、平成25年、26年、27年度、こちらは3カ年度でございましたが、一律同額支給しているものでございまして、28、29、30につきましては、加美町職員の給与に関する額に照らし合わせ増額しているところでございます。また、人件費の中には時間外手当等も含まれておりますが、その時給単価も上がっていますこと、あともう一つ、あとは支給時間数を27年度までの時間数よりも28年度は時間数を多く計上していることとなります。以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 和田課長からる説明をいただきました。収支計画については、その受ける側の協議会のほうから出している。今説明を受けますと執行部のほうでも積算した上でこの額じゃないかということで、私は感じとったわけでございます。内容を申すれば、人件費につきましても、今答弁にあるとおり、当然ながら不定期の職員関係も含めて、それぞれ正規の職員の関係も人件費関係がいろいろ考慮されてありますので、それについて強く考慮されるよう望みます。

あわせまして、3カ年の関係についてあるんですが、例えば途中で、29年、30年に職員の大幅な給料アップがあった場合についてはどういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

設置選定委員会の担当もしておりましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回、今お話の、説明がありましたように、人件費につきましては過去3年間に対してこれからの3年間については1人大体役場であるところの給料表でいえば2号俸ぐらいのアップを入れております。それから、時間外については、これまで50時間ということでやっておりましたけれども、その団体において50時間以上の時間外が必要であるというところにつきましては、100時間というところで見えております。また、職員の給料がということですが、職員の給料が大幅にアップするような事態がこの3年間の間に出るかどうかわかりませんが、そういうときはそのさまざまな町の臨時職員から含めて検討をすることになるというふうに思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 人件費についてはそういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

収支計画関係について、事業費と報償費の関係ということで、これは事業費ですよという話をいただきましたが、この辺で、例えばあとは賃金の関係も含めてでございますが、例えば

賃金関係の、掃除をする方がおったとすれば、片ほうは2回、片ほうは3回とか、あと事業費についてはこういう事業だということで、事業費と報償費に分かれておりますが、その辺の統一した見解についてがあるものかどうかお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。

1点目の賃金につきましては、施設周辺の環境整備という形でございます、草刈り、あと樹木の剪定等々の賃金に充てているものでございます。また、各地区、6地区公民館の事業に関してでございますが、これは指定管理に出す要件としての地域の実情に合った、地域本来の活動等々の中で社会教育なり生涯体育なりレクリエーションスポーツであったり、あと成人教育、婦人教育等々、地域の人材の方々を巻き込んだ形というようなことを各地区公民館は基本になされているようですので、金額の差はございますけれども、地区の公民館ならではの活動というふうに教育委員会では判断しております。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） お尋ねします。今、三浦議員のほうからその算定根拠等々お話いただいて、審査した上での予算と。それで、お伺いしたいのは、各公民館でこの予算の中でさまざまな事業や努力をした結果、予算が余ったという失礼なんです、節約に次ぐ節約で捻出した事例もあります。そういった場合に、一生懸命頑張ったのにそれを返却しなければいけないという、その辺の矛盾もちょっと感じているところです。その辺、各公民館で努力したことに対して、何か配慮できる扱いとか、そういったことは考えられているのかどうかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。

指定管理料の年度による剰余金というような形は、過去にも返却、返納というような形でお受けしたことはございますが、27年度につきまして西小野田地区公民館の指定管理者より剰余金の取扱人というような形で町の企画財政課のほうと協議をするというような報告がございましたが、その結果、ちょっとは私どものほうでは把握できておりませんので、その件についてはお答えできかねます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

今、生涯学習課長からお話のあった剰余金の取り扱いについての相談を受けました。

それで、その剰余金について施設の備品購入に使わせてほしいという、そういったお話がございましたけれども、予算上、一旦返していただいて、その備品の内容からして当初予算間に合わないということで、6月の補正予算で対応するということでのお話をさせていただきました。以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） できれば各公民館で生き生き活動ができるというか、そういったことにいろんな配慮をしていただければと思います。

○議長（下山孝雄君） ほかに、10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 多くの役員の皆さんが努力されていまして、運営なかなか大変な中でやっただいていてと思うんですが、これだけの多くの指定の中にあって、それぞれの個性的なというか、地域によって要望というものが多少あって、大分いろいろ個性的な要望というか、特色があるんだろうと思うんですが、その辺はどういうふうにか、上がってきていますか。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。

引き続き28年度からの更新に伴う指定管理の打ち合わせを昨年8月、9月、11月と3回ほど実施させていただきました。そこで、一番には施設の老朽化に伴う工事等々の予算を何とかしていただけないかというお話も、これは一つにございました。また、その純粋なる公民館事業についての一番の要望は、各地区、要するに6地区の情報交換会的な場を設けてほしいということでございます。中身を申し上げますと、どこそこの公民館ではこれをやっていますよ。じゃあそれをどのようなやり方で進めていますか。なお、あとコミュニティ推進協議会とのかかわりはどういう度合いでお持ちですか等々、その情報交換の場の設定を強く求められているのは昨年の3回の打ち合わせで申し出がありまして、それらを28年度からの3カ年の中で実現しようというようなお話の決着をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） そういう役員の皆さんの勉強会も含め、運営をうまくやっていくための情報交換もそうですが、そういうやっぱり勉強会というものも含めて、いろいろやっぱり必要なんだろうと思うんですね。その辺も企画はされていますか。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。

特にございましたのは、地区公民館の運営というようにお話が切にございまして、協議会自

体の役員の皆さんに関する研修会等々のお話は出なかったとっております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 結構年配の人たちがその辺の運営に携わっていて、頭の中が新しいものにといいふうにはなかなか難しいんだろうと思うので、そういう場も設定していただければ、企画も含めて運営ももう少し前向きになっていくんじゃないかなという気がしますので、ご努力をお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。

今のご要望に関しましては、協働のまちづくり推進課と一緒に進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 1点だけお伺いさせていただきたいと思います。

以前に、今和田課長がお話したように、その職員の方々の勉強会、研修、それから今10番議員が話しましたように、そのコミュニティ関係の研修というようなことで、以前研修費を盛り込んでというふうなお話もさせていただいたんですけども、今回の収支計画の中での支出の積算の中には研修費的なものは、職員のですね、携わっている職員の研修費的なものは積算に入っているのかどうかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。

今ご質問いただきましたその研修費等々の積算はなされておられません。しかしながら、この指定管理を受ける地区公民館につきましては、それぞれ中新田公民館、小野田公民館、宮崎公民館の主幹の元で運営されているところもございますので、それらの主幹公民館との連携を図るといような計画は28年度から持っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 公民館の指定管理については、以前からさまざま形でそれぞれの公民館の職員の方々の情報交換の場が必要じゃないかというような話もあって、それで今回、今課長からお話あったように、いわゆるそれぞれの公民館でどういう事業をやっていますか、どういう運営をやっていますか、どういうコミュニティのサポート体制、支援がありますかというようなことがようやく出てきたわけですね。その議会の場でこういう方向にあったほうがよりそれぞれの地区公民館またはその指定管理制度の中での生涯学習ができやすいんじゃないですか

という条件も議会の中でも論じられてきたと思うんですけども、そういった中で、研修費の件も以前には話題に上って、選定会議といたしますか、そういった積算根拠の中にも見なくちゃいけないですねという方向もあったわけですけども、今回入っていないということでございますので、それはそれとして、やはり担当しているそのそれぞれの公民館の方々、地元でどういう、お互いに活動をやっていますかというようなことも必要なんでしょうけれども、やはり皆さんで近隣の一生懸命やっているような市町村に出向いて、やっぱり出向くことによってまたさまざまな形での問題意識、またはそれぞれの公民館の連携といたしますか、そういうものが出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ補正とか何とかというようなことではありませんけれども、ぜひそういう部分についても地区公民館と直属の公民館といたしますかね、そういうのも連携をプラス、そういう方法もひとつお考えをいただきたいと思いますが、課長のお考えはどうでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 生涯学習課長答えにくいと思いますので、私のほうから答弁させていただきます。

一般質問でもコミュニティの充実というものが出ておりましたし、また町の計画につきましてもコミュニティ単位、その地域の実情に合わせた計画づくりをしていくというようなことも町長から答弁申し上げておりますので、そういう観点からしても地区公民館の方々の研修というものは必要になってくると思いますし、情報交換ということも出てくるかと思えます。今、工藤議員からのご提案につきましては、各3地区の公民館のほうに計上するか、あるいはまたどのような形をとるかということについてはちょっと検討させていただきながら、その職員の充実に努められるようにしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号公の施設の指定管理者の指

定について（加美町広原地区公民館）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区公民館）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鹿原地区公民館他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号公の施設の指定管理者の指

定について（加美町鹿原地区公民館他）は原案のとおり可決されました。

昼食休憩のため1時15分まで休憩といたします。

午後0時15分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ会議を開きます。

議案に入る前に、企画財政課長、危機管理室長から発言の申し出がありますのでこれを許可いたします。企画財政課長。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

先ほどの早坂忠幸議員に対する答弁の中で誤りがありましたので訂正をさせていただきたいと思えます。

加美町の辺地6カ所というふうに申し上げましたが、西小野田地区、鹿原地区、旭地区、上多田川地区の4カ所で行いました。訂正をさせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長でございます。

午前中に三浦 進議員のご質問で回答を保留しておりました加美町における暴力団の関係者の人数でございますけれども、加美警察署に確認をさせていただきましたところ、15人程度ということでございました。よろしくお願いたします。

日程第27 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）

○議長（下山孝雄君） 日程第27、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町地域特産生産施設培養センターの指定管理者として、中新田茸培養組合を平成28年4月1日から平成33年3月31日まで5年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

中新田茸培養組合は、平成元年3月に設立され、以来本施設を借り受け、平成18年4月から本施設の指定管理者として管理運営を行っております。これまで適切な管理運営を行い、今後もその経験と実績を生かし、地域特産生産拠点施設として引き続き効果的な施設の管理運営が期待できるものと判断し、本議会にご提案をさせていただくものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 公の施設ということですから、町の建物なんだろうと思いますけれども、使用協定の中で、災害があった場合についての対処、というのは、課長ご存じのとおり、昨年の9月の土砂崩れというようなことで、施設にも被害を及ぼしたということなんですけれども、災害があった場合の復旧するまでの町の対応というか、そういうもの、保険なんかも利用の可能性もあると思うんですけれども、その辺についてのことを教えていただければというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えいたします。

9.11の災害につきまして、茸培養センターにおいて裏山が崩れまして、建物のほうに土砂が流出したということでございまして、すぐ培養組合のほうから連絡がございまして、町でやるべきか、それから組合でやるべきかということでいろいろ協議させていただきまして、山が崩れた土量が大分多かったものですから、少しの量であれば培養組合のほうで重機ありますので、そちらで対応していただくということで当初思っておりましたが、現地確認したところ、大分土量が多かったということで、建設業者を頼んで対応しなければ対応できないということでございました。町としまして、災害対応ということで、平成27年度の災害予算の単独費で災害対応したものでございます。

今後の災害につきましても、その災害の度合いによって、両者の協議の中で進めてまいりたいなというふうに考えております。

なお、施設につきましては、町の保険に加入しておりますので、施設に被害があった場合、町の保険対応で今後進めていきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（加美町地域特産生産施設）は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町山村活性化支援センター）

○議長（下山孝雄君） 日程第28、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（加美町山村活性化支援センター）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（加美町山村活性化支援センター）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町山村活性化支援センターの指定管理者として、加美よつば農業協同組合を平成28年4月1日から平成38年3月31日まで10年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

加美よつば農業協同組合は、平成11年4月に設立され、以来本施設を借り受け、平成18年4月からは本施設の指定管理者として管理運営を行っております。これまで適切な管理運営を行い、今後もその経験と実績を生かし、営農支援拠点施設として引き続き効果的な施設の管理運営が期待できるものと判断し、本議会にご提案をさせていただくものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（加美町山村活性化支援センター）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（加美町山村活性化支援センター）は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第26号 公の施設の指定管理者の再指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）

○議長（下山孝雄君） 日程第29、議案第26号公の施設の指定管理者の再指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第26号公の施設の指定管理者の再指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）について説明申し上げます。

本案件は、やくらい薬師の湯のほか23施設の指定管理者として新設法人株式会社加美町振興公社を法人設立の日から平成31年3月31日までの期間、加美町中新田交流センターにおいては法人設立の日から平成30年3月31日までの期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

現在、やくらい薬師の湯のほか23施設の指定管理者として指定を受けている株式会社陶芸の里宮崎振興公社、株式会社薬菜振興公社、株式会社中新田地域振興公社の3公社統合合併し、平成28年4月1日に新設法人株式会社加美町振興公社が設立されます。当該施設の指定管理業務の内容や施設運営体制について変更はなく、3公社の権利義務は新設法人に引き継がれることとなりますが、現指定管理者の法人格が変更されることにより、再度議会の議決を経て再指定する必要がありますので、本議会にご提案させていただくものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15番伊藤 淳君。

○15番（伊藤 淳君） 再指定のもう一回再契約、そうするという場合の交流センターのみが30年の3月31日で、23施設から一つだけ外れるというその理由をお聞かせください。

あと、今度の3つの法人が一緒になるということで、その3つの法人の全ての代表が取締役

吉田 恵さんということによろしいんでしょうかね。ちょっと確認をさせてください。

この2つについてお願いします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

再指定の指定の期間のお話でございました。

中新田交流センターのみが平成30年の3月ということ違っておられますのは、そもそも中新田交流センターのほうは平成27年、本年度の4月に指定管理者の導入をさせていただいて、薬業振興公社のほうに指定管理をお願いをしていると。当初の部分で3カ年の指定管理機関ということで、年度でいいますと平成29年度までと。一方、他の施設群に関しましては、平成26年度に指定管理を新たに更新をさせていただいてございます。そちらについては5年間ということで平成30年度までということでございます。今回指定管理を行うに当たりまして、再指定ということで、これまでの残っている期間をさせていただくということでございますので、このように一つの施設だけが1年間ずれているという状況でございます。

あと、新しい会社の代表取締役のお話でございますが、ご質問をいただきましたとおり、吉田社長になるということでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○15番（伊藤 淳君） 要は、指定管理をする際のスタートの時点の出発がそうだとすることで、年次が変わるということなんでしょうけれども、これ、将来的には全ての施設群を一括してということになる。どの時点でそれを修正して年数を合わせていきますか。次、1年ずれるわけだね、その更新までどこで合わせますか。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

その部分の議論についてはまだ中では行ってございませんが、できれば早い段階ということで、29年度ですから、30年度の当初に今可能かどうかはちょっとあれですが、交流センターだけ1年という更新の時期をして、31年度に全施設が一举に5年間の更新になればいいのかなというふうな思いはしてございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号公の施設の指定管理者の再指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号公の施設の指定管理者の再指定について（加美町小野田温泉保養センター等施設他）は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第27号 町道路線の認定について

○議長（下山孝雄君） 日程第30、議案第27号町道路線の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第27号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案件は、新婚世帯や子育て世帯向けの分譲地とするために整備した広原スマイルタウン内内の3路線で、延長281メートルの町道認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これによりまして、町道の路線数は958路線、総延長は74万1,111メートルとなるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第28号 字の区域を新たに画することについて

○議長（下山孝雄君） 日程第31、議案第28号字の区域を新たに画することについてを議題とし

ます。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第28号字の区域を新たに画することについてご説明申し上げます。

本案件は、中山間総合整備事業の県圃場整備事業南鹿原地区が施工されたことに伴い、事業区域内において字の区域を新たに画するものであります。

当南鹿原地区は、受益面積36ヘクタール、また、全体事業費6億7,800万円の事業概要により、平成19年の事業採択を受け、平成28年度で整備が完了予定であります。

今回の案件は、当事業によって10アール等の未整備の区画から50アール程度の大区画に整備されたことに伴い、同区域の字の区域を新たに画することによって、合理的な換地処分を実施することにより、事業の早期完了を目的とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号町字の区域を新たに画することについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号字の区域を新たに画することについては原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第29号 平成27年度加美町一般会計補正予算（第11号）

○議長（下山孝雄君） 日程第32、議案第29号平成27年度加美町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第29号平成27年度加美町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2,568万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ147億3,823万6,000円とする補正予算と情報セキュリティ強化対策事業など20件の繰越明許費の設定の

ほか、債務負担行為の追加10件、及び地方債の追加と変更を行うものであります。

なお、今回の補正予算に国の27年度補正予算で計上された年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業9,454万6,000円を計上しており、28年度において給付を実施するため、あわせて繰越明許費の設定を行うものであります。

歳入の主なものについては、町税として個人町民税2,000万円増、国庫支出金として公共土木施設災害復旧費負担金8,629万8,000円減、臨時福祉給付金給付事業費補助金8,772万6,000円増、県支出金として農山漁村地域整備交付金3,060万円減、財産収入として町有地売却収入2,446万円増、諸収入として宮城県後期高齢者医療広域連合負担金2,712万1,000円増、町債として集落基盤整備事業債2,940万円減、公共土木施設災害復旧事業債3,430万円減などでありま

す。歳出については、総務費では情報システム改修委託料3,393万1,000円減、民生費では国民健康保険事業特別会計繰出金3,841万6,000円増、年金生活者等支援臨時福祉給付金9,000万円増、農林水産業費では集落基盤農道等整備工事請負費3,030万4,000円減、造林保育事業委託料12,158万6,000円減、土木費では下水道事業特別会計繰出金2,770万3,000円減、災害復旧費では公共土木施設災害復旧工事請負費1億1,476万9,000円減などのほか、職員人件費の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 34ページ、救急医療センター運営費1,024万6,000円何がしがここに計上されていますが、これが補正予算になった理由を、根拠について伺います。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

救命救急センターの運営費の補助金ということでございますが、こちらについては大崎市民病院に設置しております救命救急センターの運営負担金となります。この負担金については、県北部の救急救命ということで、栗原、登米市と大崎管内を含む3市4町で負担をしているところでございます。まず負担金の算定でございますが、毎年度、前年度の上半期の利用者数の割合とあと人口割ということで算定をされております。26年度の加美町の利用者数が、上期ですね、上半期で合計合わせて562人でございました。それにより人口割、利用割ということで算定をさせていただいておりましたが、それが27年度の上半期、実際27年度になりまして上半

期の利用になりましたところ、940人というようなことで増になったということで、人口割というようなことの割合から当初で2,479万9,000円の負担金でございましたけれども、今年度の見込額として3,375万4,000円となったというようなことで、1,024万6,000円の増というようなことになったということでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 実績からの見込額ということだと思いますが、これはじゃあ今後の予算額に対してまた変更もありうるというふうに見込まれるわけですね。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

この負担金につきましては、当該年度にその年の上半期の利用者数、先ほどお話ししました上半期の利用者数で当年度の部分を決定しまして、翌年度、28年度になりまして27年度全体の実績を見た上で最終的に精算をするというようなことになっております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 13ページの教育使用料で、賀美石幼稚園使用料預かり保育料が42万円ほど減額になっているんですが、途中で子供さんが減ったとかという事情なのかお願いします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（武田守義君） 子育て支援室長、お答えをいたします。

この使用料につきましては、当初の予算から比べまして実績が一応このような数字となったような形になりますが、その中にはやはり体調を崩して休まれる方もおりますし、そういった保育料の中で動きがあったという内容でございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） もう1点だけ、17ページの不動産売払い収入ということで、町有地売払い収入2,446万円というのがあるんですが、これは工業団地のことなのか、どこの内容なのかお願いします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

この町有地売払い収入につきましては、広原スマイルタウンの宅地分譲16区画分の売払い収入ということで、合計で2,446万円ということになります。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号平成27年度加美町一般会計補正予算（第11号）の採決を行います。
お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号平成27年度加美町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第30号 平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第33、議案第30号平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第30号平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ9,677万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ26億8,601万8,000円とする補正予算を行うものであります。

歳入については、国民健康保険税5,100万円減、国庫支出金として療養給付費等負担金6,092万7,000円減、財政調整交付金9,209万6,000円増、前期高齢者交付金として4,765万4,000円増、県支出金として財政調整交付金1億1,802万2,000円減、繰入金として一般会計繰入金3,840万3,000円増、財政調整基金繰入金5,000万円減などであります。

歳出については、保険給付費として一般被保険者療養給付費7,000万円増、共同事業拠出金として保険財政安定化事業拠出金1億6,837万6,000円減などのほか、職員人件費の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 62ページの、先ほど町長のほうからもありましたけれども、保険財政安定化事業拠出金というのが1億6,800万円ほど減額になっているんですが、これの説明をお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

保険財政安定化事業拠出金の減ということでございますが、こちらについてはレセプトが、診療報酬明細書ですね、レセプト1件当たり1円以上の医療費を対象として市町村間の保険料の平準化と国保財政の安定化を図るために国保連合会のほうに対して拠出をするものでございます。今回その額が確定をしまして、1億6,000万円の減額となったというようなことでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） そうすると、当初予定していたほど保険適用というか、しなかったというか、予想よりも下回ったと思ってよろしいんですか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

当初の段階では概算的な形で組んでおりますので、それぞれの確定に伴って今回大きな減となりましたけれども、見込みより若干大きくなったというようなことで考えております。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 60ページの委託料の関係なんですけれども、データヘルス計画策定委託料310万円ぐらいの減額になっておりますけれども、この内容についてお話しいただければというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

データヘルス計画の策定委託料の減額でございます。こちらのデータヘルス計画につきましては、先ほどのレセプトでありますとか、健診情報のデータ、これらのデータの分析に基づいて効率的な保険事業を実施するためにデータを活用した計画を策定するというようなことで、今年度計画をしていたものでございます。ですけれども、あと国のほうでもKDBシステムということで国保データベース事業ということで国全体としてもやっております、そこのあるいは比較ですとか、そういったものも含めて町の計画を策定したいというようなことでございまして、今年度全額を減とさせていただいて、28年度で実施をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第31号 平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第34、議案第31号平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第31号平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ3,610万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億4,452万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料3,445万1,000円、一般会計繰入金165万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合納付金3,610万5,000円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の採決を

行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第32号 平成27年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第35、議案第32号平成27年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第32号平成27年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ719万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ27億6,019万9,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、介護保険料3,080万円増、繰入金として介護給付費準備基金繰入金2,500万円減などであります。

歳出の主なものについては、保険給付費として介護保険サービス給付費3,425万6,000円増などのほか、職員人件費の整理を行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 最近この介護保険、大変な伸びを示しているわけですが、最近、ここ二、三年のこの伸び率のデータというものはお持ちですか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

伸び率ということでございますけれども、ちょっとことしの当初の段階でございますが、27年の4月の段階で8,018人ございました。それが今年2月末の段階で8,166人ということで、148人の増となっております。こうした傾向が続いているというようなことで、対象者もふえているというようなことになりまして、あと、要介護認定を受けている方につきましても、昨

年の2月段階で要支援と要介護を含みますと1,538名でございましたけれども、ことしの2月には1,606名というようなことで、こちらも増となっているというような状況でございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 金額的な伸び率というのも出てますよね。そっちは今は出せない。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

給付費の割合でございますけれども、こちらについてもことしの2月と前年の2月で対比をしておりますが、居宅介護サービス費では大体1.092%の増、ことしの2月の支払い分で1億1,250万円ほどでございます。施設介護給付費、こちらについてもことしの2月の給付費が9,085万円ほどでございましたが、伸び率として1.044%というような比率になっております。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号平成27年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号平成27年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第33号 平成27年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（下山孝雄君） 日程第36、議案第33号平成27年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第33号平成27年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,235万8,000円とする補正予算であります。

歳入については、サービス収入として居宅介護サービス計画費収入5万9,000円を減額し、歳出については、サービス事業費として居宅介護支援事業費6万円を増額するほか、職員人件費の整理を行い予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号平成27年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号平成27年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第34号 平成27年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第37、議案第34号平成27年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第34号平成27年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、歳入歳出の総額を補正前と同額の1,254万8,000円とする補正予算で、歳出予算の組みかえを行うものであります。

内容は霊園管理費として支障木伐採業務委託料31万3,000円を増額するほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号平成27年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号平成27年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第38 議案第35号 平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（下山孝雄君） 日程第38、議案第35号平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第35号平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1億5,821万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ14億2,873万9,000円とする補正予算と、中新田浄化センター水処理施設増設工事の繰越明許費設定のほか、地方債の変更を行うものであります。

歳入については、国庫支出金として汚水処理施設整備交付金7,490万2,000円減、繰り入れとして一般会計繰入金2,770万3,000円減、町債として公共下水道整備事業債5,600万円減などがあります。

歳出については、下水道建設費として浄化センター長寿命化計画策定委託料1,770万円減、浄化センター水処理施設増設工事委託料9,817万1,000円減などのほか、職員人件費の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号平成27年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第36号 平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（下山孝雄君） 日程第39、議案第36号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第36号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ2,040万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,442万2,000円とする補正予算と地方債の変更を行うものであります。

歳入については、受益者負担金181万9,000円減、町債として浄化槽整備推進事業債1,840万円減などであります。

歳出については、浄化槽管理費250万円減、浄化槽施設工事請負費1,943万円減のほか、職員人件費の整理を行い予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番三浦英典君。

○10番（三浦英典君） この浄化槽事業については、町のほうで設置して使用料で賄っていかうという考え方でずっときているわけですが、これまで随分補填もしてきて運営をしているということもあって、これからの見通しというものがどういうものなのか伺いたいと思いますし、

考え方としてこれから貸与ということではなくて、補助金で設置をさせて使用者にその後は管理していただくというふうな、その考え方を変えていくようなお話というのはこの審議会の中では出ていないものかどうか伺います。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長沼 哲君） 上下水道課長、お答えします。

浄化槽につきましては、平成17年度から取り入れている事業でございます。平成16年に下水道を管轄する国土交通省と農集排を管轄する農林水産省、あとは浄化槽を管轄する環境省で、3省統一した考え方ということで、生活排水処理基本計画というものを立てさせていただきました。下水道の区域、浄化槽の区域ということで議員さんご指摘のとおり、今585基、設置したのは560前後だったと思うんですが、今現在は使用料でもって維持管理費等については賄っています。ただ、事業が始まりまして、やっとその元金償還が始まり出した時期なので、これからはその元金償還が結構予算的にはきつくなってくるのかなというふうな考えもします。ただ、あくまでその町内、町民に均等のサービスということになれば、あくまで下水道と浄化槽と、条件的には、まあ若干料金的には違いますけれども、考え方は同じでいきたいと。

あと、今、2点目でございますが、うちのほう今、市町村設置型で事業をやっています。確かに総務省等の事業で個人設置型といたしまして、個人が設置するのに補助金を交付する事業もございます。あと、県内はちょっと忘れちゃったけど、市町村設置型で町が設置をして、その浄化槽を管理ともどもその個人に委託をするというのも管理費は個人でやりなさいと、設置だけは町でしてあげますよというふうな考え方でやっている市町村もあるやに聞いてはいます。ただ、まだ平成17年から10年程度の事業なものですから、私個人とすればこの市町村設置型で今後もいきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦議員に申し上げますけれども、あくまでも補正に関することでありますので、そういった方針とかは予算で審議いただければ一番いいのかなと思いますので、よろしいですか。そういうことだと思います。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第40 議案第37号 平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）

- 議長（下山孝雄君） 日程第40、議案第37号平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第37号平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出において、それぞれ42万円を増額する補正予算であります。

収入については、雑収益42万円を増額し、支出については、原水及び浄水費の大崎広域水道受水量金1,200万円増などのほか、職員人件費の整理を行い、予備費を減額するものであります。

資本的支出については、建設改良費の排水管敷設等工事費3,800万円減額するほか、支出総額を1億9,701万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番早坂忠幸君。

- 4番（早坂忠幸君） 水道審議委員していきまして、質問ちょっとおかしいかと思われすけれども、上下水道課長にお聞きしたいんですけども、これまでの3つ全部なんですけれども、今回最後のやつでお聞きしますけれども、工事関係、これで4,100万円、あと前の分も2,000万円ぐらいで、その前は一億四、五千万円と、ものすごい数今回おろしているんですけども、何か理由あったんでしょうかね。

- 議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

- 上下水道課長（長沼 哲君） 4条予算のほうの工事請負費について、一番大きいのは、旭橋、県道の橋があるんですが、あれの耐震工事の上部工が完了しないうちうちのほうの水管橋の更新工事ができないということで、当初5,600万円程度計画していたんですが、それができな

かったというのが1点と、キタイ沼浄水場に行くキタイ沼林道というのがあるんですが、27年度で水道会計のほうで舗装しようというふうに予算計上させていただいたんですが、審議会のほうでご指摘がございまして、林道なので過疎債なり起債を使った形で舗装したほうが町全体の予算的にはいいだろうというご指摘を受けまして、27年度は実施をしないで、28年度の林道費の中で予算計上をしていただいているところでございます。

今回の補正についても、その辺が大きなところでございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号平成27年度加美町水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。2時35分まで。

午後2時19分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ会議を開きます。

-
- | | | |
|-------|--------|-------------------------|
| 日程第41 | 議案第38号 | 平成28年度加美町一般会計予算 |
| 日程第42 | 議案第39号 | 平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第43 | 議案第40号 | 平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第44 | 議案第41号 | 平成28年度加美町介護保険特別会計予算 |
| 日程第45 | 議案第42号 | 平成28年度加美町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第46 | 議案第43号 | 平成28年度加美郡介護認定審査会特別会計予算 |
| 日程第47 | 議案第44号 | 平成28年度加美町霊園事業特別会計予算 |
| 日程第48 | 議案第45号 | 平成28年度加美町営駐車場事業特別会計予算 |
| 日程第49 | 議案第46号 | 平成28年度加美町下水道事業特別会計予算 |

日程第50 議案第47号 平成28年度加美町浄化槽事業特別会計予算

日程第51 議案第48号 平成28年度加美町水道事業会計予算

○議長（下山孝雄君） 日程第41、議案第38号平成28年度加美町一般会計予算、日程第42、議案第39号平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第43、議案第40号平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第44、議案第41号平成28年度加美町介護保険特別会計予算、日程第45、議案第42号平成28年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第46、議案第43号平成28年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第47、議案第44号平成28年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第48、議案第45号平成28年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第49、議案第46号平成28年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第50、議案第47号平成28年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第51、議案第48号平成28年度加美町水道事業会計予算、以上11件はいずれも平成28年度予算であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第38号平成28年度加美町一般会計予算から議案第48号平成28年度加美町水道事業会計予算までの平成28年度加美町各種会計予算の総額等についてご説明申し上げます。

議案第38号平成28年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ138億8,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第39号平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ27億3,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第40号平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ2億8,600万円と定めるものであります。

議案第41号平成28年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ27億8,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第42号平成28年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1,150万円と定めるものであります。

議案第43号平成28年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ600万円と定めるものであります。

議案第44号平成28年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ400万円と定めるものであります。

議案第45号平成28年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ310万円と定めるものであります。

議案第46号平成28年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ13億4,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第47号平成28年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1億1,100万円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第48号平成28年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については収入支出をそれぞれ5億4,800万円とし、資本的収入及び支出については収入464万9,000円、支出2億8,106万円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,641万1,000円は過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填するものであります。

なお、各会計の詳細については、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 続いて、担当課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第38号

平成28年度加美町一般会計予算

平成28年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138億8,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月9日提出

加美町長 猪股洋文

以上でございます。

○議長(下山孝雄君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(佐藤敬君) 保健福祉課長です。

国民健康保険事業特別会計予算です。

187ページをお開き願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第39号

平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億3,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月9日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算でございます。

215ページをお開きを願います。

議案第40号

平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月9日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、介護保険特別会計予算です。

225ページをお開き願います。

議案第41号

平成28年度加美町介護保険特別会計予算

平成28年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億8,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月9日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

平成28年度加美町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

249ページをお開きください。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第42号

平成28年度加美町介護サービス事業特別会計予算

平成28年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,150万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月9日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

続きまして、介護認定審査会特別会計予算です。

263ページをお開き願います。

議案第43号

平成28年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

平成28年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月9日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長です。

加美町霊園事業特別会計予算です。

269ページをお開き願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第44号

平成28年度加美町霊園事業特別会計予算

平成28年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ400万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月9日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

続きまして、加美町営駐車場事業特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の275ページをお開きください。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第45号

平成28年度加美町営駐車場事業特別会計予算

平成28年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ310万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月9日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長沼 哲君） 上下水道課長でございます。

下水道事業特別会計について、朗読をもって説明とさせていただきます。

281 ページをお開きいただきます。

議案第46号

平成28年度加美町下水道事業特別会計予算

平成28年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

平成28年3月9日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、浄化槽会計の説明をさせていただきます。

309ページをごらんください。

議案第47号

平成28年度加美町浄化槽事業特別会計予算

平成28年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成28年3月9日提出

加美町長 猪 股 洋 文

次に、水道会計について説明させていただきます。

333ページをごらんいただきます。

議案第48号

平成28年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	8,580戸
(2) 給 水 量	217万立方メートル
(3) 一日平均給水量	5,945立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入

第1款 水道事業収益	5億4,800万円
------------	-----------

支 出

第1款 水道事業費用	5億4,800万円
------------	-----------

次のページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額2億7,641万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億641万1,000円、減債積立金4,000万円及び建設改良積立金3,000万円で補填するものとする。))

収 入

第1款 資本的収入 464万9,000円

支 出

第1款 資本的支出 2億8,106万円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 同一款内での各項間の流用 1,000万円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 2,527万7,000円

2 交 際 費 5万円

(債務負担行為)

第7条 債務負担行為をすることができる事項、期限及び限度額は、「債務負担行為」による。

平成28年3月9日提出

加美町長 猪 股 洋 文

よろしく申し上げます。

○議長(下山孝雄君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号から議案第48号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成28年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下山孝雄君) ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する平成28年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は平成28年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、本議会は平成28年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。

加美町議会委員会条例第9条の規定によりまして、平成28年度予算審査特別委員会を直ちに本議場に招集いたします。

午後3時00分 散会

上記会議の経過は、事務局長二瓶栄悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月14日

加美町議会議長 下山孝雄

署名議員 早坂忠幸

署名議員 三浦進